

令和3年3月2日

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除に伴う

## 文化会館のご利用について

〈宇治市文化会館指定管理者〉

公益財団法人宇治市文化センター事務局

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除に伴い令和3年3月2日（火）からの文化会館のご利用は以下のとおりとします。ご理解、ご協力をお願いします。

引き続き、宇治市文化会館新型コロナウイルス感染防止対策（令和2年8月5日改訂版）にご留意のうえ、感染防止に万全を期してご利用いただきますようお願いいたします。

### 1 3月2日（火）から3月7日（日）まで

現在の利用制限を継続します。

- (1) 利用人数・・・全施設 定員の1/2以内の人数
- (2) 利用時間・・・全施設 午後5時まで（夜間区分利用休止）
- (3) 飲食・・・・・・・・不可（水分補給を除く）

### 2 3月9日（火）以降

#### (1) 利用人数

〈ホール客席〉

定員の1/2以内の入場

- ❖ 入場者の大声での歓声、声援、唱和等がない催物は定員までの入場可

〈ホール以外の施設〉

定員の1/2以内の人数での利用

- ❖ 利用者の大声での発声がなく、利用者同士が一定の距離（1m以上、最低でも接触しない程度）を空けることができる利用は定員までの利用可

#### (2) 利用時間

午後10時まで（夜間区分利用再開）

#### (3) 飲食（水分補給を除く）

指定エリアにおいて適切な感染防止対策を講じて行う場合は可

- ❖ 文化会館エントランスロビー、中央公民館交流ロビーでの飲食は不可

※ 3月9日（火）以降のご利用に係る詳細については、3月6日（土）に改めて文化センターHPに掲載します。（電話問合せも可）